

国海環第2号
令和4年4月4日

一般社団法人 日本船舶品質管理協会
専務理事 澤山 健一 殿

国土交通省海事局海洋・環境政策課長
田村 顕洋
(公印省略)

船舶安全法施行規則等の一部改正について（周知）

船舶安全法施行規則等の一部を改正する省令（令和四年国土交通省令第四十一号）を別添のとおり令和4年4月1日に公布したので、ご了知頂きますようお願い致します。

また、関係各位への周知方お取り計らい頂きますようお願い致します。

船舶安全法施行規則等の一部を改正する省令について

1. 改正の背景

船底には、海藻や貝などの海中生物が付着することを防止するための方法（以下「防汚方法」という。）として、殺生物剤を含む塗料をあらかじめ塗っておくこと等が行われている。一方、塗料に含まれる殺生物剤が船体に付着した生物以外の海中生物にも悪影響を与えるおそれがあることを踏まえ、平成13年、国際海事機関（IMO）において、船舶の防汚方法として有機スズ化合物を使用することを禁止することとした船舶防汚方法規制条約が採択されたところ。

我が国はこの条約を締結し、船舶安全法施行規則（昭和38年運輸省令第41号）、海上における人命の安全のための国際条約等による証書に関する省令（昭和40年運輸省令第39号）及び船舶構造規則（平成10年運輸省令第16号）に取り入れている。

令和3年に同条約が改正され、規制対象物質として「シブトリン」が追加されたことを受け、船舶安全法施行規則等について所要の改正を行う必要がある。

2. 改正の概要

（1）船舶安全法施行規則及び船舶構造規則の改正

船舶の防汚方法として「シブトリン」を使用することを禁止する。

（2）海上における人命の安全のための国際条約等による証書に関する省令の改正

国際防汚方法証書の様式（第8号の2様式）について、有機スズ化合物の使用状況とシブトリンの使用状況をそれぞれ区別して記載できるよう改める。

（3）経過措置

施行日前に使用された防汚方法に対する改正の適用関係及び施行日前に交付された国際防汚方法証書の有効期限等について、経過措置を定める。

3. 今後のスケジュール

公布：令和4年4月1日

施行：令和5年1月1日

○国土交通省令第四十一号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第二条第一項、第二十九条ノ三第一項及び第二十九条ノ八に基づき、船舶安全法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年四月一日

国土交通大臣 齊藤 鉄夫

船舶安全法施行規則の一部改正
(船舶安全法施行規則の一部改正)

第一条 船舶安全法施行規則（昭和三十八年運輸省令第四十一号）の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>2 (防汚方法) 第六十五条 防汚方法は、告示で定めるスズの含有率を超える有機スズ化合物又はシブトリンを使用したものであつてはならない。</p>	<p>2 (防汚方法) 第六十五条 防汚方法は、告示で定めるスズの含有率を超える有機スズ化合物を使用したものであつてはならない。</p>

(海上における人命の安全のための国際条約等による証書に関する省令の一部改正)

第二条 海上における人命の安全のための国際条約等による証書に関する省令(昭和四十年運輸省令第三十九号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後		改正前	
第8号の2様式(第2条関係) (略)		第8号の2様式(第2条関係) (略)	
附属書1の規定により規制される防汚方法は、 An anti-fouling system controlled under Annex 1 containing :		附属書1の規定により規制される防汚方法は、この船舶の建造中及び建造後施用されたことはない。 An anti-fouling system controlled under Annex 1 has not been applied during or after construction of this ship	
この船舶の建造中及び建造後施用されたことはない。 Has not been applied during or after construction of this ship	以前この船舶に施用されていたが、除去されている。 Has been applied on this ship previously, but has been removed by	以前この船舶に施用されていたが、シーラーで覆われている。 Has been applied on this ship previously, but has been covered with a sealer coat applied by	以前この船舶に施用されていた。 Was applied on this ship prior to
防汚方法において殺生物剤として作用する有機スズ化合物 Organotin compounds which act as biocides	<input type="checkbox"/>	(施設の名称) (insert name of the facility) on (年月日) (dd/mm/yyyy) <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
シブトリン Cybutryne	<input type="checkbox"/>	(施設の名称) (insert name of the facility) on (年月日) (dd/mm/yyyy) <input type="checkbox"/>	2023年1月1日時点で 1 January 2023 <input type="checkbox"/>
附属書1の規定により規制される防汚方法は、以前この船舶に施用されていたが、 (日)		附属書1の規定により規制される防汚方法は、以前この船舶に施用されていたが、 (日)	
An anti-fouling system controlled under Annex 1 has been applied on this ship previously, but has been removed by _____ on _____ (insert name of the facility) (date)		An anti-fouling system controlled under Annex 1 has been applied on this ship previously, but has been removed by _____ on _____ (insert name of the facility) (date)	
附属書1の規定により規制される防汚方法は、以前この船舶に施用されていたが、 (日)		附属書1の規定により規制される防汚方法は、以前この船舶に施用されていたが、 (日)	
An anti-fouling system controlled under Annex 1 has been applied on this ship previously, but has been covered with a sealer coat applied by _____ on _____ (insert name of the facility) (date)		An anti-fouling system controlled under Annex 1 has been applied on this ship previously, but has been covered with a sealer coat applied by _____ on _____ (insert name of the facility) (date)	
除去され又はシーラーで覆われていなければならない。 An anti-fouling system controlled under Annex 1 was applied on this ship prior to _____ but must be removed or covered with a sealer coat prior to _____ (date)		除去され又はシーラーで覆われていなければならない。 An anti-fouling system controlled under Annex 1 was applied on this ship prior to _____ but must be removed or covered with a sealer coat prior to _____ (date)	

この証書は、次のことを証明する。
THIS IS TO CERTIFY THAT:

(略)

..... (年月日)
..... (dd/mm/yyyy)

この証書は、次のことを証明する。
THIS IS TO CERTIFY THAT:

(略)

第三條 船舶構造規則の一部改正

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>第六十四條 防汚方法 (船舶安全法施行規則第十九条第三項第三号の二の防汚方法をいう。)は、告示で定めるスズの含有率を超える有機スズ化合物又はシブトリンを使用したものであつてはならない。</p>	<p>第六十四條 防汚方法 (船舶安全法施行規則第十九条第三項第三号の二の防汚方法をいう。)は、告示で定めるスズの含有率を超える有機スズ化合物を使用したものであつてはならない。</p>

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、令和五年一月一日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令の施行の際現に現存船舶(施行日前に建造され、又は建造に着手された船舶をいう。以下同じ。)に使用されているシブトリンを含む防汚方法(以下この条において「特定防汚方法」という。) (次項又は第三項の規定の適用を受ける特定防汚方法を除く。)については、これを引き続き当該現存船舶に使用し、かつ、適切な被覆によりシブトリンが水中に浸出しないようにするための措置が講じられている場合に限り、第一条の規定による改正後の船舶構造規則(以下「新規則」という。)第六十五条第一項及び第三条の規定による改正後の船舶構造規則(以下「新構造規則」という。)第六十四條に掲げる基準に適合しているものとみなす。

2 特定防汚方法であつて、当該特定防汚方法以外の新たな防汚方法が使用されたことによりこの省令の施行の際現に海水に接触しないもの又は国際航海に従事しない現存船舶に使用されているものについては、これを引き続き当該特定防汚方法が使用されている現存船舶に使用する場合に限り、新規則第六十五条第一項及び新構造規則第六十四條の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、国際航海に従事しない現存船舶の船舶所有者が、国際防汚方法証書の交付又は裏書を受けようとするとき(当該現存船舶に使用されている特定防汚方法が、当該特定防汚方法以外の新たな防汚方法が使用されたことによりこの省令の施行の際現に海水に接触しないものである場合を除く。)は、この限りでない。

3 半潜水型又は甲板昇降型の現存船舶に使用されている特定防汚方法(前項の規定の適用を受ける特定防汚方法を除く。)については、これを引き続き当該現存船舶に使用する場合であつて施行日以後に当該現存船舶が入渠していない場合に限り、新規則第六十五条第一項及び新構造規則第六十四條の規定にかかわらず、なお従前の例による。

4 特定防汚方法(前三項の規定の適用を受ける特定防汚方法を除く。)については、これを引き続き当該特定防汚方法が使用されている現存船舶に使用する場合に限り、施行日以後最初に船舶安全法施行規則第十九条第三項第三号の二に該当することとなつた日又は当該特定防汚方法の使用が開始された日から起算して五年を経過する日のいずれか早い日までの間は、新規則第六十五条第一項及び新構造規則第六十四條の規定にかかわらず、なお従前の例による。

5 第二条の規定による改正前の海上における人命の安全のための国際条約等による証書に関する省令(次項において「旧証書省令」という。)の規定により交付を受けている国際防汚方法証書は、令和六年十二月三十一日までの間は、同条の規定による改正後の海上における人命の安全のための国際条約等による証書に関する省令(次項において「新証書省令」という。)の規定により交付された国際防汚方法証書とみなす。

6 この省令の施行の際現に旧証書省令の規定による国際防汚方法証書の交付を受けている船舶所有者は、令和六年十二月三十一日までに、新証書省令第三条の規定による国際防汚方法証書の交付を管海官庁に申請し、新証書省令の規定による国際防汚方法証書の交付を受けなければならない。ただし、旧証書省令の規定による国際防汚方法証書の交付を受けている船舶所有者が、令和六年十二月三十一日までに、新証書省令第九条の規定により当該国際防汚方法証書を返納したときは、この限りでない。